

第 1 3 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月8日(木) 午後3時00分～3時20分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 横山 正行
 - 2番 金子 節夫
 - 3番 松崎 マサエ
 - 4番 松島 章倫
 - 5番 小林 修
 - 6番 中村 政五郎
 - 7番 島田 信成
 - 8番 高田 洋子
 - 9番 天谷 豊
 - 10番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主事補 小林 智貴
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)
 - 議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
報告事項なし
6. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第13回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（吉田）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第13回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号7番島田信成委員、同じく8番高田洋子委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第41号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。1番については、7月7日付けで、代理人より取り下げの申請がありましたので、本日は審議致しません。2番について事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第41号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年7月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、2ページから3ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可するこ</p>

事務局(國府田)	<p>とを決定致しました。</p> <p>次に、議案第42号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p> <p>議案第42号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年7月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、4ページから8ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
1番(横山)	<p>1番横山です。7月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料4ページ、付近状況図は5ページを参照してください。申請地は第1種農地と判断されますが、集落接続のため、不許可の例外に該当します。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p>

事務局(國府田)	<p>番号2番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、9ページから12ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
1番(横山)	<p>1番横山です。7月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料9ページ、付近状況図は10ページを参照してください。申請地は第1種農地と判断されますが、集落接続のため、不許可の例外に該当します。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、議案第43号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第43号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年7月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、13ページから16ページを参照してください。以上です。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>10番（大川）</p>	<p>10番大川です。7月6日に事務局と3班で行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料13ページ、付近状況図は14ページを参照してください。申請地は市街地近傍小集団農地の第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告については、今回報告事項はございません。</p> <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第13回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和3年8月10日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 島田 信成

委員 高田 洋子